

**第3次吹田市地域福祉計画 中間報告書
(案)**

平成31年(2019年)〇月
吹田市地域福祉計画推進委員会
吹 田 市

目 次

I 中間報告書の作成にあたって

- 1 地域福祉計画とは…………… 1
- 2 中間報告書の趣旨…………… 1
- 3 地域福祉計画の期間…………… 1

II 第3次地域福祉計画の施策体系図…………… □

III 第3次吹田市地域福祉計画の主な進捗状況

- 1 重点課題について
 - (1) お互いの顔の見える関係づくり～地域住民間の交流の促進～…………… □
 - (2) 地域福祉にふれられる学習機会の充実～人権意識、福祉意識の向上～…………… □
 - (3) 福祉活動の担い手づくり～地域福祉活動への参加の促進～…………… □
 - (4) 災害の備える支え合いの仕組みづくり～災害時要援護者への支援～…………… □
 - (5) 意思が尊重され自分らしく暮らすために
～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～…………… □
- 2 具体的施策について（主な取組み状況）
 - (1) 公民協働による地域福祉活動の推進…………… □
 - (2) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク…………… □
 - (3) 地域福祉活動推進の基盤整備…………… □
 - (4) 福祉・保健・医療制度の充実…………… □
 - (5) 地域福祉に関連する施策の推進…………… □

IV 今後さらに重点的に取り組むべき施策

- 1 包括的な相談・支援体制の構築…………… □
- 2 福祉意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進…………… □

巻末資料…………… □

- 吹田市地域福祉計画推進委員会名簿及び同委員会開催状況
- 吹田市地域福祉計画推進委員会規則
- 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課及び同委員会開催状況
- 吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領
- 第3次吹田市地域福祉計画推進委員会名簿及び同委員会開催状況（H28.4.1～H30.3.1）
- 第3次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について（抜粋）

I 中間報告書作成にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりについてまとめ、地域住民と社会福祉施設、民間事業者、社会福祉協議会、行政等が協働しながら取り組む計画です。法的な位置付けとしては社会福祉法第 107 条に規定され、「地域福祉」の推進を目的としています。また、吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例の基本理念及び第 8 条に沿っている市の行政計画です。

2 中間報告書の趣旨

誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことのできるよう「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として地域福祉計画を策定いたしました。

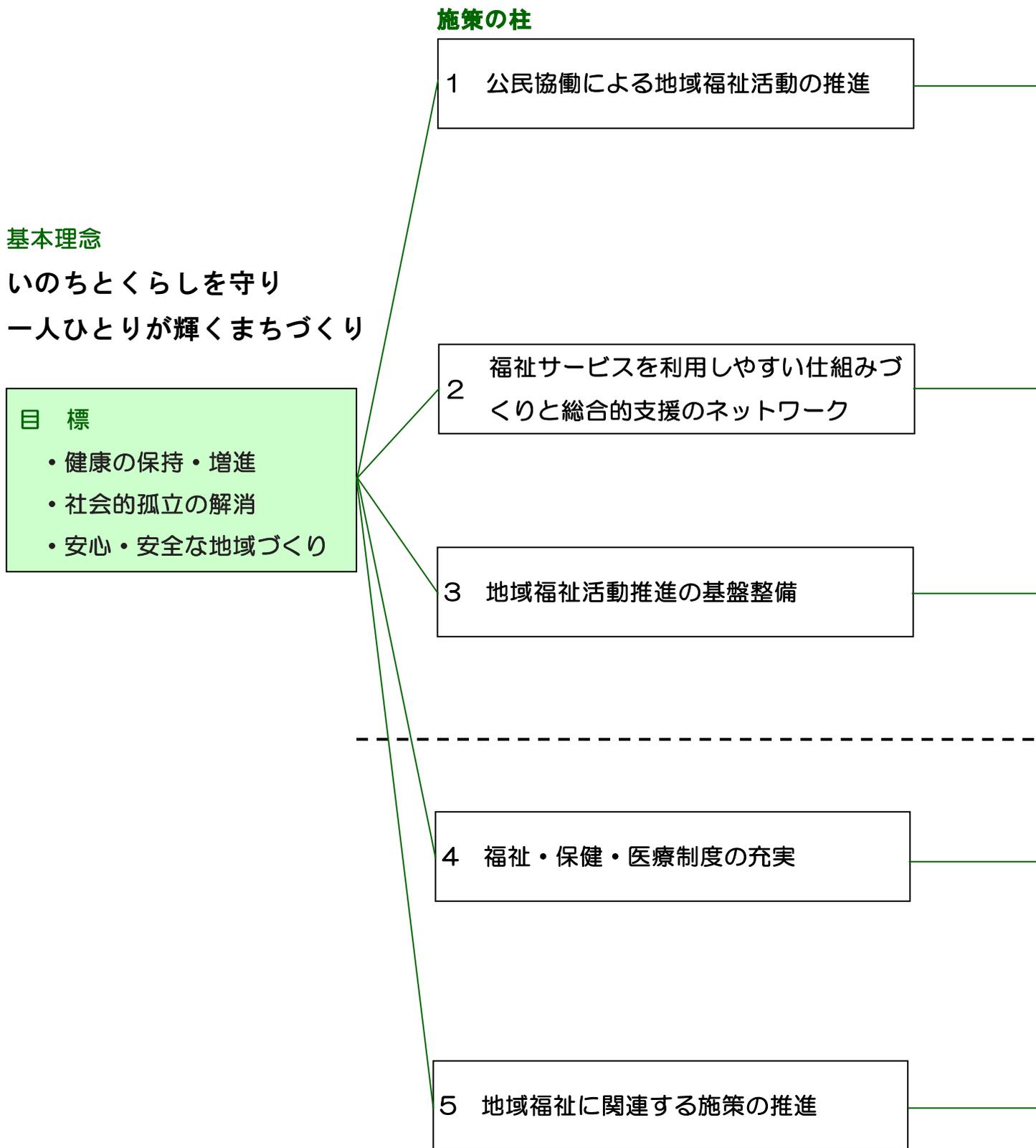
地域福祉の根幹でもあります地域の地道な支え合い・助け合い活動は各地区福祉委員会や民生・児童委員協議会、地域住民の方々を中心に一歩ずつ進められています。しかしながら、急速な高齢化の進行、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化等により福祉課題は複雑かつ多岐に渡っています。そのような状況を受けて、地域住民、関係機関、事業者とともに第 3 次地域福祉計画の推進状況を点検し、住民等の意見を反映するために中間報告書を作成しました。

3 地域福祉計画の期間

今期の地域福祉計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 か年です。平成 30 年度は計画期間の中間年度にあたります。



Ⅱ 第3次地域福祉計画の施策体系



具体的な施策

1	重点施策 1	お互いの顔の見える関係づくり ～地域住民間の交流の促進～
2	重点施策 2	地域福祉にふれられる学習機会の充実 ～人権意識、福祉意識の向上～
3	重点施策 3	福祉活動の担い手づくり ～地域福祉活動への参加の促進～
4	重点施策 4	災害に備える支え合いの仕組みづくり ～災害時要援護者への支援～
5	基本的な施策(1)	地域で活動する諸団体への支援
6	基本的な施策(2)	みんなの居場所づくり
7	基本的な施策(3)	安全対策（防災・防犯）の充実

8	重点施策 5	意思が尊重され自分らしく暮らすために ～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～
9	基本的な施策(1)	相談・支援体制の充実
10	基本的な施策(2)	関係機関の連携による総合的な支援体制の整備

11	基本的な施策(1)	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能の充実
12	基本的な施策(2)	ボランティア、NPO活動の支援拠点の充実
13	基本的な施策(3)	交流の場、活動拠点の整備
14	基本的な施策(4)	地域福祉活動への財政支援
15	基本的な施策(5)	地域福祉活動を進めるための情報発信、福祉サービス利用に伴う情報提供の充実

16	基本的な施策(1)	高齢者に関する支援の充実
17	基本的な施策(2)	障がいのある人に関する支援の充実
18	基本的な施策(3)	子どもに関する支援の充実
19	基本的な施策(4)	生活困窮者への支援の充実
20	基本的な施策(5)	保健活動・医療体制の充実
21	基本的な施策(6)	福祉サービスの質の確保
22	基本的な施策(7)	安心してサービスを利用できるための経済的支援の充実

23	基本的な施策(1)	安心・安全な住まいの充実
24	基本的な施策(2)	安全でバリアのない交通環境・まちづくり
25	基本的な施策(3)	生涯学習・生涯スポーツの振興
26	基本的な施策(4)	働く場所と働きやすい環境づくり
27	基本的な施策(5)	地域に密着した商業振興

Ⅲ 第3次吹田市地域福祉計画の主な進捗状況

1 重点施策について

(1) お互いの顔の見える関係づくり～地域住民間の交流の促進～

取組状況と課題

ア 自治会への加入促進に向けて（市民自治推進室）

(2) 地域福祉にふれられる学習機会の充実～人権意識、福祉意識の向上～

取組状況と課題

ア 地域福祉市民フォーラム、福祉に関する意識啓発の開催（福祉総務課）

(ア) 地域福祉市民フォーラム

市民とともに地域福祉を考える場所として毎年開催しています。テーマは社会情勢を勘察し、関心の高い問題にしたことや、周知方法や開催場所を工夫するなど多くの市民が参加できるようにしています。



年度	開催日	テーマ	実施形態	参加人数
平成28年度	7月23日	吹田市における地域福祉 ～第3次計画のスタートにあたって～	基調講演、 取組事例発表	92
平成29年度	2月3日	成年後見制度について	基調講演、 シンポジウム	92
平成30年度	2月2日	災害に備える支え合い ～顔の見える関係づくり～	基調講演、 シンポジウム	

(イ) 福祉に関する意識啓発

普段、福祉に触れる機会の少ない人が福祉を身近に触れて、福祉に関心を持つことを目的に平成 29 年度から実施しています。

商業施設等の子育て世代から高齢者など様々な世代の人が訪れる場所で実施し、幅広い層に福祉に関する情報を提供する機会になりました。



年度	開催日	内容	参加人数
平成 29 年度	11 月 5 日	(1) 吹田市社会福祉協議会及び コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の PR (2) 障がい平等研修 (DET) 及び障がい者との コミュニケーションスポーツの紹介	425
平成 30 年度	2 月 3 日	吹田市社会福祉協議会及び コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の PR	303

イ 地域福祉推進活動補助事業 (福祉総務課 (社会福祉協議会))

地域福祉の活動を推進している社会福祉協議会の活動へ支援を行うことで地域福祉の充実を図りました。社会福祉協議会では、小・中学校での点字体験、車いす体験などの「福祉教育」やボランティア活動のきっかけづくりとして福祉施設や地区福祉委員会などでボランティア体験を実施し、福祉意識の向上につなげています。

(3) 福祉活動の担い手づくり～地域福祉活動への参加の促進～

取組状況と課題

- ア 市民公益活動センターの活動や市民公益活動促進に向けての団体への支援 (市民自治推進室)

イ ボランティア活動の支援や活動内容（子育てサロン、ふれあい昼食会等）
（福祉総務課（社会福祉協議会））

実施団体である社会福祉協議会への支援を行うことで、ボランティア活動の支援等への充実を図りました。

社会福祉協議会では、ボランティアについて基礎から学びたい人向けの入門講座や傾聴ボランティアといった特定の分野について学ぶ養成講座など、各種講座も実施しています。また、ボランティアの裾野を広げるため男性向けの「特技ボランティア養成講座」等を実施し、ボランティア活動の支援に努めました。

隣近所をはじめ、地域住民同士の交流の場として、いきいきサロン、ふれあい昼食会、子育てサロン等様々な取組への支援を行いました。



ふれあい昼食会



子育てサロン

（４）災害の備える支え合いの仕組みづくり～災害時要援護者への支援～

取組状況と課題

ア 災害時要援護者への支援体制の充実（福祉総務課）

災害対策基本法（平成 25 年）の改正により従来の「手上同意方式」から、「行政情報集約方式」に変更となりました。名簿の対象者には文書の送付や市報、ホームページ等を通じて制度の周知を行いました。

平成 31 年 1 月末時点で「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」を 6 地区と交わしています。協定の締結数が不十分な部分がありますので、協定未締結の地区と協議等を進めていくことで締結数を増やしていくことが必要です。

また、災害時に一般の避難所の生活では何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する、福祉避難所の指定を行っています。平成 31 年 1 月末時点で 29 施設が福祉避難所に指定されています。災害時要援護者支援の充実に向けて福祉避難所指定施設を増やすとともに、災害時に円滑に運営できるような体制整備の検討を進めていく必要があります。

(5) 意思が尊重され自分らしく暮らすために
～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～

取組状況と課題

ア Wリボンプロジェクト

11月は、女性に対する暴力をなくす運動期間と児童虐待防止推進月間であるため、講演や講座などの啓発活動を集中的に開催しました。Wリボンキャンペーンとして、Panasonic Stadium SuitaにおいてWリボン横断幕を掲げ、フラッグベアラーを行い、エキスポシティ観覧車をWリボンカラーにライトアップしました。

年度	開催日	テーマ	参加人数
平成28年度	9月～10月	たたかず 甘やかさず 楽しみながら子育てする方法 ～子供とともに育つ スター・ペアレンティング～	113
	10月25日	clearanceの家族で楽しむコンサート	90
	11月6日	パパも楽しむ子育て時間 ～仕事も人生もハッピーバランス～	親子 15組
	11月9日	モーニングシネマ「クリーン」	13
	11月11日	「人」が「人」を育てるということ ～被虐待児のケアの実情と課題～	62
	11月19日	ひとりで悩んでいませんか？ ～女性の悩みワンストップ・ミニ相談会～	12
	12月12日	つなぐ人、まち、すいた～暴力のない社会をめざして～	63
平成29年度	11月2日	JK産業・若者たちのリアル ～STOP Violence、若者が夢や希望を持てる社会に向けて～	46
	11月9日	元気になれる場所“養育里親家庭” ～地域でつくろう子供たちの「育ち」の場～	32
	11月15日	ひとりで悩んでいませんか？ ～女性の悩みワンストップ・ミニ相談会～	15
	11月22日	ヨガで目指せハートフル男子 ～いつでも、どこでも、簡単セルフヒーリング～	20
	11月24日	モーニングシネマ「Girl Rising」～私が決める、私の未来～	25
平成30年度	11月9日	子供が健やかに力強く生きていくための関係づくり ～アタッチメントの大切さを知ろう～	50
	11月9日	男の放課後、ストレスほぐし ～花男ハーバリウムで、目指せ男から男へ STOP Violence!!～	17
	11月16日	人生はやり直せる、何度でも ～STOP Violence、14歳のホステスからIT社長への軌跡～	53
	11月16日	STAND 性暴力サバイバーたちの素顔 ～大藪順子写真展～	
	11月20日	Wリボンシアター「ビッグ・アイズ」	40

ア 認知症に関する理解の促進（高齢福祉室）

（ア）認知症サポーター養成講座

市民に正しく認知症を理解していただくために、「認知症サポーター養成講座」を、市民・大学生向け、小・中学校向け、市職員向け、金融機関や公共交通機関、商工団体など民間企業の従事者向けに積極的に進めています。平成30年（2018年）12月末、認知症サポーター（以下「サポーター」という。）養成数が24,256人となり、平成30年度末の目標23,900人を達成いたしました。

さらなる理解促進のために、サポーターが認知症の人に対してより具体的な支援や活動ができるように、フォローアップ研修等にも取り組んでいます。養成講座の開催や認知症カフェの開設等、具体的な活動を行う人もおられますがまだまだその数は少ないのが現状です。

サポーターが具体的な活動に繋がるように、昨年度からグループホームでの実習を開始しました。今後も、実習を継続するとともに、施設でのボランティア募集等の情報提供を行っていきます。



認知症サポーター養成講座

（イ）認知症地域サポート事業

認知症の人や家族の立場に立った支援を考える具体的取組として、地域住民が主体となって実行委員会を設置し、地域で徘徊高齢者役の人を探して声をかける「徘徊高齢者搜索模擬訓練」を実施し、地域で高齢者を支える人たちのネットワークづくりに取り組んでいます。今年度も2か所で実施することができました。今後も地域で認知症に関する理解の促進が図れるよう取り組んでいきます。



認知症地域サポート事業

イ 成年後見利用支援（高齢福祉室、障がい福祉室）

成年後見制度に関する市民向け啓発チラシを作成し、広報に努めました。地域包括支援センターの総合相談件数のうち、成年後見制度関係は平成29年度で863件、平成30年度の上半期で486件あり、本人申立や親族申立の支援を中心に、成年後見制度利用に関する相談に対応しています。

成年後見制度利用支援事業では、成年後見人等に対する報酬費助成の件数が増

加しています。低所得等の理由があっても安心して成年後見制度が利用できるように、制度内容の充実に努めています。

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」において、自治体に対して国の「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるとともに実施機関の設立等の措置を講じることが求められています。本市においても関係室課が連携し、早期の体制整備を進める必要があります。

2 基本的な施策について（主な取組状況）

【施策の柱1 公民協働による地域福祉活動の推進】

取組状況と課題

(1) 民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクトへの参画（福祉総務課）

平成 29 年度から大阪府の民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクトに参画しました。民生委員・児童委員の高齢化や福祉課題の増大・負担感も相まって、担い手の不足が深刻化していることから、本取組を通して、民生委員・児童委員の活動を広く周知し、認知度の向上と将来の担い手確保を目的として実施しました。



高齢者への見守り訪問

大学生を対象とし、民生委員・児童委員と一緒に活動する体験型のインターシップを行うことで、時代を担う若い世代に地域福祉の現状や課題を学び、地域活動の魅力等を提供する機会となりました。

年度	受入人数	実習内容
平成 29 年度	3	・ 地域行事への参加 ・ 見守り訪問活動 ・ 民生委員・児童委員の会議への参加 など
平成 30 年度	4	・ 地域行事への参加 ・ 見守り訪問活動 ・ 民生委員・児童委員の会議への参加 など

イ 子ども見守り家庭訪問事業（家庭児童相談課）

生後 4 か月までの乳児のいる家庭に民生委員・児童委員や主任児童委員が訪問し、育児相談を聞いたり、子育て情報の案内や養育環境の把握を行っています。しかしながら訪問による面談率が6割程度にとどまっていることから、面談率のさらなる向上や不在家庭へのフォローを検討していく必要があります。



子ども見守り訪問

年度	訪問（人） （A）	面談（人） （B）	不在（人）（C） ※連絡票未提出分含む	面談できた割合 （D）=（A）/ （B）
平成 28 年度 4 月（2 月出生分）～3 月（1 月出生分）	3,427	1,948	1,479	56.8%
平成 29 年度 4 月（2 月出生分）～3 月（1 月出生分）	3,208	1,844	1,364	57.5%

（2）安全対策について（ドライブレコーダー普及事業）（危機管理室）

取組状況と課題

【施策の柱 2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク】

取組状況と課題

(1) ひとり親家庭への支援（子育て給付課）

個々のひとり親家庭の事情に応じて、生活上の悩みの相談、離婚前相談、貸付金の相談や、就業支援等を行っています。

母子父子自立支援員・就業支援専門員を配置し、一人ひとりに寄り添った支援を心がけており、相談件数も年々増加しています。平成 29 年度より家庭裁判所元調査官等の専門相談員による養育費・面会交流相談も実施しており、子どもの健やかな成長を支えるため、より多くの人に利用いただけるような周知の方法等が今後の課題になってきています。

(2) 地域包括支援センターについて（高齢福祉室）

地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、地域包括ケア推進の中核的な機関として、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう、ネットワーク構築機能、ワンストップ窓口機能、権利擁護機能、ケアマネジャー支援機能等を果たしています。地域の高齢者等からセンターへの相談件数は年々増加し、平成 28 年度は 17,801 件、平成 29 年度には 19,747 件の相談に対応しています。

本市では、平成 29 年度にセンターの人員体制の拡充を行い、平成 30 年度にはセンター 15 か所の内、これまで直営型で運営していた片山地域（元総合福祉会館所管）及び南吹田地域（元高齢福祉室所管）を委託型センターとして移設し、高齢福祉室を基幹型センターとして位置付けました。また、平成 31 年度（2019 年度）には 3 地域保健福祉センター内のセンターを委託型センターに置き換え、地域に根ざし、地域の特性に応じた相談支援を適切かつ効果的に実施してまいります。

今後、センターの適切な運営や機能強化、センターを核としたネットワークの構築をより一層進め、地域包括ケアシステムの深化、推進を中心的に担う機関となる必要があります。

- (3) 青少年相談（吹田市子ども・若者総合相談センター ぷらっとる一む吹田）
 平成 23 年（2011 年）4 月から臨床心理士、社会福祉士などの専門資格を有した相談員が、ひきこもり、ニート、不登校など社会とのつながりが希薄になっている子ども、青少年及びその家族に対し、社会参画を支援しています。青少年の相談から、ボランティア活動や就労につながったケースもありました。

年度	相談回数	相談ケース（人）
28	240	2,641
29	264	2,775 （当該年度新規は 167）

【施策の柱 3 地域福祉活動推進の基盤整備】

- (1) ボランティア、NPO 活動の支援拠点の充実（市民自治推進室）

- (2) CSW の PR（福祉総務課（社会福祉協議会））

子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人が訪れる商業施設等の場所で CSW の活動紹介を行いました。普段、CSW に関わる機会が少ない人にも、イベントを通して CSW の活動を知ってもらう機会となりました。



【施策の柱 4 福祉・保健・医療制度の充実】

- (1) 児童会館での一時預かり（子育て支援課）

一時預かり事業に対するニーズに対応するため、平成 29 年 12 月 14 日から、新たに、豊一児童センターにおいて、一時預かり事業を開始しました。保護者のリフレッシュや通院等の理由により、一時的に家庭での育児が困難となる 1 歳児及び 2 歳児が対象で、定員は 6 名です。実施日時は、祝日、小学校長期休業中及び児童センター休館日を除く水・木・金曜日で、午前 9 時 30 分から午

後 1 時としています。

リピーター率が高く、好評をいただいている事業となっておりますが、新規利用を中心とした利用促進が課題であると考えており、他の児童会館・児童センターの幼児教室においても事業の案内を配布する等で利用促進を図っています。

年度	延べ利用人数
平成 29 年度 平成 29 年 12 月 14 日から	125
平成 30 年度 平成 31 年 1 月 31 日時点	397

(2) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援（こども発達支援センター）

療育を必要とする児童の早期発見・早期療育の取組みとして、こども発達支援センター・地域支援センターでは、乳幼児健康診査事後指導後の早期親子療育教室を実施しています。また、平成 30 年度には、乳児後期（生後 10 か月～1 歳 2 か月頃）を対象とした親子教室を新たに実施しています。保護者への相談支援については、こども発達支援センター・地域支援センターにおいて療育相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を継続しています。

今後の課題として、療育を必要とする児童が適切な時期に支援につながるよう、親子教室の充実を図るとともに、保健センターや保育所、幼稚園等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図ることが必要です。また、障がい児相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービス等、近年増加している民間事業所とも有機的に連携しながら、よりよい療育環境を整備していく必要があります。

(3) 生活困窮者への自立支援について（生活福祉室）

生活困窮者自立支援制度の周知と、相談窓口である生活困窮者自立支援センターの定着を図るために、市報やホームページへの掲載や、チラシの配布、民生・児童委員等への個別説明を行いました。

また、関係機関と連携を図り、淀川ハローワークや吹田警察署など約 40 の連携先が参加する連絡調整会議を開催するなど、支援体制の構築に取り組みました。

今後も、広報と支援体制の構築を継続していくこと、さらに、アウトリーチによる生活困窮状態の早期発見を強化することが課題です。

支援方策の充実としては、平成 28 年 8 月から、子どもの学習支援教室と就労準備支援事業を実施しています。

子どもの学習支援教室は、将来に向けた貧困の連鎖を防止するための取組で、中学生を対象に、高校進学を目指した個別指導型の学習を行う教室です。（現在4教室）

就労準備支援事業は、就労困難者が日常生活や社会生活の基礎部分から見直していく取組で、利用者の課題整理と目標設定から始まり、段階に合わせた支援プログラムを経て、就労に対する意欲と自信を高めていく事業です。

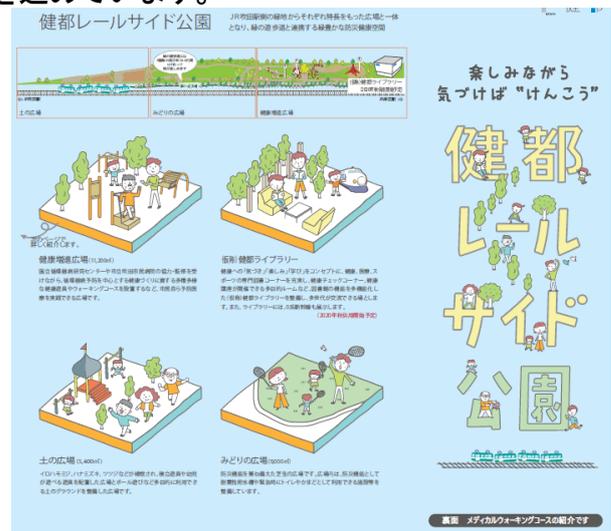
これらのほかにも、家計の健全化を図るため、家計の収支状況を基に、生活の助言を行う家計改善支援事業の実施については、検討する必要があります。

(4) 北大阪健康医療都市推進（北大阪健康医療都市推進室）

北大阪健康医療都市（健都）においては、平成29年3月に策定した「北大阪健康医療都市 健康医療のまちづくり加速化プラン」に基づいて、国立循環器病研究センター（国循）などの健都内の事業主体とともに、健康づくり等に関する連携や取組に関する検討を進めています。

国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の協力・監修を受けて、「自然に健康を意識することで、楽しみながら健康になる、健康づくりのコツが学べる」をコンセプトとした健都ルールサイド公園を整備し、平成30年3月末に供用開始しました。

公園では平成30年度から、市民を対象として健康遊具の使い方を学び、ウォーキングやノルディックウォーキングを実践する健康づ



くり講座や健康教室を複数回実施するとともに、地域が主体となった介護予防普及啓発事業（高齢福祉室所管）である「ひろばで体操」の実施場所として毎週活用されています。

また、平成30年11月と12月には、健都のまちづくりを市内外へ広く発信するため、健都ルールサイド公園で健康づくりや医療をテーマとした市民参加型の「健都オープンイベント」を開催しました。

(5) 高齢者世帯声かけサービス（水道部総務室）

平成 28 年度から一定の条件を満たす高齢者世帯を対象として声かけサービスの申込のあった世帯に声かけを実施しています。異変がある場合は、家族への連絡など、状況に応じて適切な対応をとれるように体制整備を行っています。

【施策の柱 5 地域福祉に関連する施策の推進】

(1) コミュニティバス運行事業（総務交通室）

平成 23 年度から公共交通機関の不便な地域における移動手段の確保等を目的として、コミュニティバスを運行しています。今後も継続的にコミュニティバスを運行していくため、利用者のニーズ把握に努め、利便性の向上や利用促進を図ることが必要です。

年度	コミュニティバス 1 便当たりの乗車人数
平成 28 年度	19.1
平成 29 年度	20.3

(2) 「吹田市バリアフリー基本構想」に基づく歩道等のバリアフリー化事業（総務交通室）

「吹田市バリアフリー基本構想」に基づき、駅から周辺の公共的な施設までを結ぶ特定道路について、誰もが安心して移動できるように、段差や勾配の解消、舗装面の改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など歩道等のバリアフリー化事業を実施しています。今後も移動経路のバリアフリー化を着実に進めていく必要があります。

年度	移動経路のバリアフリー化率 (整備済延長/延長×100)
平成 28 年度	50.9%
平成 29 年度	52.1%

(3) 住民主体の介護予防活動支援事業（高齢福祉室）

いきいき百歳体操に週 1 回以上継続して取り組む 65 歳以上のグループを対象に、活動支援講座、フォロー講座の実施を通して支援を行っています。筋力トレーニングプログラムである高知市発祥の「いきいき百歳体操」から開始し、吹田市オリジナル介護予防体操「吹田かみかみ健口体操」「吹田はつらつ体操」「吹田きらきら脳トレ体操（平成 31 年 3 月完成予定）」へと取組内容を広げ、介護予防について高齢者自らが学習し、地域ぐるみで継続して取り組むことができる仕組みとしています。平成 30 年 12 月末現在、118 グループが介護予防活動を継続しており、参加した人からは、体操の効果のみでなく、「地域での挨拶や声掛けが増え、顔が見える関係ができた。」「グループにくると、特殊詐欺被害防止の話等、介護予防以外の良いお話を聞くこともできる。」といった意見をいただいています。

それぞれのグループは、自治会館や集合住宅の集会室、教会、お寺、市民ホール等を会場として確保したり、ご自宅を開放して取り組む人もおられます。公民館やコミュニティセンター等の市の公共施設は、週 1 回連続した会場確保が難しい施設が多く、週 1 回利用可能な会場確保が難しい地域もあります。今後は民間事業者の社会貢献等を含めての会場確保や、マッチングをどのように行うかが課題です。



亥のちゃんの会金曜午前



竹見百歳体操

IV 今後さらに重点的に取り組むべき施策

1 災害時要援護者支援体制の推進

今後の方向性

災害時要援護者名簿の協定に向けて各地区と協議を進めていきます。また、災害時要援護者名簿の活用方法に関する、マニュアルやハンドブック等を作成し、支援者が円滑に活動できるように取組ます。

また、福祉避難所の指定に向けて民間福祉施設等と協議を行い、災害時要援護者支援体制の推進を図ります。

2 福祉意識の向上・地域福祉の推進

今後の方向性

平成29年度から、普段、福祉に触れる機会が少ない・世代が気軽に参加できるよう、様々なイベントなどに福祉に関するブースを出展しています。

専門的なテーマを設け、市民とともに福祉を考える場として毎年実施している「地域福祉市民フォーラム」と合わせ、より幅広い世代に福祉に関する学習機会や情報を効果的に提供できるよう継続して取組ます。

3 福祉サービスやイベントに関する情報提供の充実

今後の方向性

福祉に関する情報発信として自治会の回覧板や掲示板が有効な方法の1つです。しかし、昨今の地域の希薄化、核家族化等により自治会加入率が低迷しており、自治会へ加入している人と加入していない人との間で情報量に差が生じています。

(自治会加入率の向上に向けての取組内容について記載)

また、自治会加入の有無に関わらず多くの人に情報を提供するために、広報紙やホームページ等の広報媒体の内容を画像等を用い視覚的にわかりやすくなるよう努めます。

ホームページの利用が困難な人には、住民の身近な存在である民生委員・児童委員のように行政機関と対象者の中間を担う人・団体に情報提供を行うことにより、多くの人に福祉に関する情報が行き渡るよう努めます。

巻末資料

吹田市地域福祉計画推進委員会名簿

平成 30 年（2018 年）12 月 1 日現在

◎委員長 ○副委員長

（敬称略）

	氏 名	役 職 等
1号委員 （学識経験者）	◎岡田 忠克	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学 幼児教育保育学科 准教授
2号委員 （市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者）	岩井 深之	吹田市社会福祉協議会施設連絡会 副会長
	中谷 恵子	大阪府市町村ボランティア連絡会 会長
		吹田市ボランティア連絡会 副会長
	鈴木 慎一郎	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会 会長
	入江 政治	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
	栗田 智代	吹田市社会福祉協議会 副会長
山本 智光	吹田市介護保険事業者連絡会	
3号委員 （関係行政機関の職員）	田村 栄次	大阪府吹田子ども家庭センター企画調整課総括主査
	中條 憲孝	大阪府吹田保健所 地域保健課長
4号委員 （市民）	森戸 秀次	市民委員
	大槻 剛康	市民委員
	小笠原 尚代	市民委員
	山本 真弓	市民委員

※任期は平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで。

吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開 催 日		主な議事内容
平成 30 年度 （2018 年度）	第 1 回	7 月 25 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・役員選出（委員長及び副委員長） ・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・地域福祉計画 中間報告書の作成について
	第 2 回	11 月 7 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・地域福祉計画 中間報告書の作成について ・地域福祉計画に関わる事業の行政評価・市民評価について
	第 3 回	2 月中旬～ 下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画 重点課題の進捗状況について ・地域福祉計画 中間報告書の作成について ・地域福祉計画に関わる事業の市民評価について

吹田市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和32年吹田市条例第302号）第3条の規定に基づき、吹田市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について調査審議し、答申するものとする。

2 委員会は、地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員会の意見を聴いて委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

3 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会を構成する部室課

平成 30 年（2018 年）4 月 1 日現在

部	室・課
総務部	危機管理室
	広報課
行政経営部	企画財政室
税務部	税制課
市民部	人権平和室
	男女共同参画室
	市民自治推進室
都市魅力部	地域経済振興室
	文化スポーツ推進室
児童部	子育て支援課
	子育て給付課
	家庭児童相談課
	保育幼稚園室
福祉部	福祉総務課
	総合福祉会館
	内本町地域保健福祉センター
	亥の子谷地域保健福祉センター
	千里ニュータウン地域保健福祉センター
	生活福祉室
	福祉指導監査室
	高齢福祉室
障がい福祉室	
健康医療部	地域医療推進室
	国民健康保険室
	保健センター
環境部	環境政策室（事業課）
都市計画部	住宅政策室
土木部	総務交通室
下水道部	下水道経営室
消防本部	総務予防室
水道部	総務室
学校教育部	学務課
	指導室
地域教育部	まなびの支援課
	青少年室
	放課後子ども育成課

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況

開催日		主な議事内容
平成 28 年度 (2016 年度)	第 1 回 10 月 31 日 (月)	・ 第 3 次吹田市地域福祉計画について
平成 30 年度 (2018 年度)	第 2 回 7 月 6 日 (金)	・ 第 3 次吹田市地域福祉計画について ・ 地域福祉計画 中間報告について (行政評価・市民評価)

吹田市地域福祉計画庁内推進委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、吹田市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係部局間の総合調整に関すること
- (2) 計画の進捗管理に関すること
- (3) その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項の検討及び連絡調整

(組織)

委員会は、別表に掲げる関連部局から推薦された課長級以上の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、福祉部次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第5条 委員会の運営を円滑に進めるため、委員会に、必要な調査・研究等を行う組織として、作業部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

委員会及び作業部会は、必要に応じ委員以外の者に、出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第3次吹田市地域福祉計画推進委員会名簿（H28.4.1～H30.3.31）

◎委員長 ○委員長職務代理者

（敬称略）

	氏名	役職等
1号委員 （学識経験者）	◎加納 恵子	関西大学 社会学部 教授
	○松木 宏史	滋賀短期大学 幼児教育保育学科 准教授
2号委員 （市内の社会福祉を目的とする団体若しくは事業者又は公共的団体の代表者）	中塚 尚	吹南地区連合自治会 会長
	岩井 深之	吹田市社会福祉協議会施設連絡会 副会長
	中谷 恵子	大阪府市町村ボランティア連絡会 会長
		吹田市ボランティア連絡会 副会長
	鈴木 慎一郎	吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会 会長
	入江 政治	吹田市民生・児童委員協議会 副会長
	栗田 智代	吹田市社会福祉協議会 副会長
山本 智光	吹田市介護保険事業者連絡会	
3号委員 （関係行政機関の職員）	伊藤 麻美	大阪府吹田子ども家庭センター企画調整課総括主査
	門田 繁夫(H28.4.1～H29.3.31)	大阪府吹田保健所 地域保健課長
	中條 憲孝(H29.4.1～H30.3.31)	
4号委員 （市民）	殿村 壽敏	市民委員
	苗村 學	市民委員
	森戸 秀次	市民委員
	吉岡 梯子	市民委員

第3次吹田市地域福祉計画推進委員会開催状況

	開催日		主な議事内容
平成28年度 （2016年度）	第1回	7月15日(金)	・役員選出（委員長及び委員長職務代理者） ・第3次吹田市地域福祉計画の推進について ・地域福祉市民フォーラムについて
	第2回	12月16日(金)	・地域福祉推進の取組について ・第3次吹田市地域福祉計画に関連する事業について
平成29年度 （2017年度）	第3回	7月5日(水)	・重点課題の進捗状況について ・中間報告（行政評価・市民評価）の評価手法について
	第4回	1月26日(金)	・第3次吹田市地域福祉計画の取組について ・中間報告（行政評価・市民評価）の評価手法について ・第3次吹田市地域福祉計画に関する事業の概要と十世紀について

第3次吹田市地域福祉計画に関わる事業の行政評価について

1 目的

第3次吹田市地域福祉計画の目標及び施策の推進がどの程度達成されているかを確認し、現在進めている事業等の内容について適宜検討を行うために行政評価を実施している。

2 評価年度

平成29年度（2017年度）とする。

3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	4点	計画通りに達成している
B	3点	おおむね計画通りに達成している
C	2点	事業内容や進め方等について見直しが必要
D	1点	事業内容や進め方等について抜本的な見直しが必要

4 評価実施者

36室課及び社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

総務部 危機管理室

行政経営部 資産経営室

市民部 市民総務室、人権平和室、市民自治推進室

都市魅力部 地域経済振興室、文化スポーツ推進室

児童部 子育て支援課、子育て給付課、家庭児童相談課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、こども発達支援センター（地域支援センター）

福祉部 福祉総務課、生活福祉室、福祉指導監査室、高齢福祉室、障がい福祉室、

健康医療部 地域医療推進室、休日急病診療所、国民健康保険室、保健センター、北大阪健康医療都市推進室

都市計画部 開発審査室、住宅政策室

土木部 総務交通室、道路室

学校教育部 学務課、指導室

地域教育部 まなびの支援課、中央図書館、青少年室、放課後子ども育成課

水道部 水道部総務室、水道部工務室

社協 社会福祉協議会

5 評価結果

(1) 第3次吹田市地域福祉計画 各柱の評価結果一覧

施策の柱		評価結果（点）	特筆すべき事項
1	公民協働による地域福祉活動の推進	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正により、新たに各地区と協定を結び直す必要になった。平成29年度時点で協定書を5地区と締結し、災害時要援護者支援の推進を図った。 ・福祉団体の活動に関する大学生のインターンシップを受け入れることで若年層への福祉課活動への理解と担い手づくりの推進を図った。 ・高次脳機能障がい家族交流会や集いの場交流会等各種団体間での意見交流が行える会議・懇談会等を開催した。
2	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	3.5	<ul style="list-style-type: none"> ・就業支援専門員を配置し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談を実施した。 ・吹田市地域自立支援協議会の精神障がい者支援部会を立ち上げ、関係機関の連携による総合的な支援体制の整備を図った。
3	地域福祉活動推進の基盤整備	3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等でCSWのPRを行ったほか、CSWの研修会に計画的に受講し、スキルアップに努めた。
4	福祉・保健・医療制度の充実	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会当事者部会が発足し、意見交流や社会活動に参加できる環境づくりを図った。 ・一時的に家庭での保育が困難となる場合に、豊一児童センター内の保育室で児童を一時的に預かりを実施した。 ・就労体験先や就労先を増やし支援者の状況に応じた支援を行うことで生活困窮者への支援を図った。 ・4市2町で共同で運営することで、小児の一次救急を安定的に確保することに努めた。
5	地域福祉に関連する施策の推進	3.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろばde体操の運営者の養成講座の内容を見直し、より実践的な内容に変更した。また、これまでの公園での実施だけではなく、商業施設でも実施に至った。

(2) 第3次吹田市地域福祉計画 具体的な施策の評価結果一覧

具体的な施策		評価結果(点)
1	お互いに顔の見える関係づくり～地域住民間の交流の促進～	3.3
2	地域福祉にふれられる学習機会の充実～人権意識、福祉意識の向上～	3.3
3	福祉活動の担い手づくり～地域福祉活動への参加の促進～	3.2
4	災害に備える支え合いの仕組みづくり～災害時要援護者への支援～	3.0
5	地域で活動する諸団体への支援	3.2
6	みんなの居場所づくり	2.5
7	安全対策(防災・防犯)の充実	3.8
8	意思が尊重され自分らしく暮らすために～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～	3.4
9	相談支援体制の充実	3.6
10	関係機関の連携による総合的な支援体制の整備	3.5
11	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の機能の充実	3.0
12	ボランティア、NPO活動の支援拠点の充実	3.5
13	交流の場、活動拠点の整備	3.0
14	地域福祉活動への財政支援	3.0
15	地域福祉活動を進めるための情報発信、福祉サービス利用に伴う情報提供の充実	3.0
16	高齢者に関する支援の充実	2.9
17	障がいのある人に関する支援の充実	3.4
18	子どもに関する支援の充実	3.5
19	生活困窮者への支援の充実	3.7
20	保健活動・医療体制の充実	3.6
21	福祉サービスの質の確保	3.5
22	安心してサービスを利用できるための経済的支援の充実	3.5
23	安心・安全な住まいの充実	4.0
24	安全でバリアのない交通環境・まちづくり	3.0
25	生涯学習・生涯スポーツの振興	3.3
26	働く場所と働きやすい環境づくり	3.0
27	地域に密着した商業振興	3.0

第3次吹田市地域福祉計画に関わる事業の市民評価について

1 目的

第3次吹田市地域福祉計画の目標及び施策の推進がどの程度達成されているかを確認し、現在進めている事業等の内容について適宜検討を行うために市民評価を実施している。

2 評価年度

平成29年度（2017年度）とする。

3 評価指標

評価指標	点数	内容
A	4点	計画通りに達成している
B	3点	おおむね計画通りに達成している
C	2点	事業内容や進め方等について見直しが必要
D	1点	事業内容や進め方等について抜本的な見直しが必要

4 評価実施者

吹田市地域福祉計画推進委員会委員	14名
吹田市民生・児童委員協議会地区委員長及び主任児童委員代表 (委員長が指名した者を含む)	23名
地区福祉委員会委員長(委員長が指名した者を含む)	33名
計	70名

5 評価結果及び意見

(1) 調査対象者：70 人

(2) 回答者：58 人（回収率：82.9%）

(3) 評価結果

施策の柱		評価結果 (点)
1	公民協働による地域福祉活動の推進	2.9
2	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	3.1
3	地域福祉活動推進の基盤整備	2.9
4	福祉・保健・医療制度の充実	2.8
5	地域福祉に関連する施策の推進	2.8

(4) 評価に対する意見

施策の柱	主な意見
1 公民協働による地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 出前講座の実施、イベントの情報提供はよかったと思う・ 生涯学習出前講座のメニューは 151 を数え、充実してきている印象を受ける。・ 自主防災組織の結成数の増加は地道な啓発が身を結んでいると考える。防災リーダーの高齢化への対応と担い手の確保は地域の防災力に直結するので、引き続き啓発を行っていくと同時に、自治会組織がなされていない賃貸住宅等へのアプローチも行政と地域が連携して行っていくことが必要と考える。・ 防災に関する意識が高まっていると思われるので「災害時要援護者支援事業」のより一層の充実を求めます。・ 災害時の要支援の体制づくりが、整備されていない。地域全体で活かし合い体制づくりが急がれる。・ 地域活動や地域福祉に関する情報の提供は十分になされていると思う。・ 団体間の交流がなかなかできない 自治会加入を何とか広めて行かないと年々減少（加入者）していくのでは！見守り・声かけ・安否確認が閉ざされて、声もかけにくい。・ 地域福祉に対する支援や団体間交流の支援、又当地区では公民館以外に集まる場所がない。

施策の柱		主な意見
2	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成研修の受講者が順調に増加しているのは啓発等が身を結んでいると考える。今後は、修了者に対する継続研修の充実等、量とあわせて質の向上を進めて行く必要があると考える。 ・ 現在、障害告知後に、医療から福祉につなげる仕組みがなく、何年も支援につながらない多くの当事者がいる。 ・ 福祉教育をもっと推進していく必要がある。 ・ 児童虐待防止も以前から理解も進んでおり、認知症対応も理解が広まるとことで、日常生活自立支援にも結びつくと思います。 ・ 支援を必要とする人の早期発見、その連絡はなかなかむずかしい。仕組みづくりの推進がどのように図られ実行されているかわからない。
3	地域福祉活動推進の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSW という英語表記が浸透しにくい要素の1つではないかと考える。呼びやすい名称・愛称を用いることで身近な存在になりうるかもしれない。 ・ CSW の市民認知度は、まだまだ低いように感じています。CSW の活動の見える化と分かる化をもう一工夫必要だと思います。 ・ CSW の連携の活動は、大変評価できる活動だと感じています。 ・ 地域福祉の基盤を担う社協の「更なる機能強化」を目的とした多面的評価が必要。 ・ まだまだバリアフリーになっていない施設もある。 ・ 広報の手紙としていろいろ工夫し、考えられていると思うが、必要な人の所へいき届いているのか

施策の柱		主な意見
4	福祉・保健・医療制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業は、新たな独自サービスの検討がなされるなど前進を図る姿勢が見られる。 ・保育所整備、介護予防事業、地域密着型サービスはほぼ計画通り充実が図られたと思う。 ・利用者側に立った的確なサービス提供が出来たか疑問 ・障がいがある人と地域住民との交流活動は皆無のような気がする ・子育て介護など全ての市民に周知されているというには、まだまだ課題が多い。吹田市の独自の福祉サービスを上手にPRして欲しい。
5	地域福祉に関連する施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が生活の中での多様な活動が可能になるために、労働時間の短縮や休暇の取得推進に向けた取り組みを評価できる項目および指標が無かった ・コミュニティバスの運行は一部限定された地域にかぎられているので、改善の必要がある。 ・バリアフリーに関して施設の改善は見えるが、不便な箇所がまだまだあるような気がする ・地区公民館事業も重要だが、地域活動の拠点としての機能強化をさらに検討されたい ・認知症サポーターの養成講座受講者は非常に多かったが、フォローアップ講習への受講は少ないように思う。 ・コミュニティ形成が十分でない。

総評

- ・ 高齢者（一人暮らし）のお困りごとが見えにくい
- ・ 行政の自己評価も室課を横断して柱ごとにされる等、評価の方法を市民評価とそろえる必要があるのではないのでしょうか。
- ・ 評価は、具体的施策（27 個）に対してしたほうが市の自己評価と市民の評価がより明確になるのではないか。
- ・ 2 か年の数値では評価しにくい面もあり、せめて 3 か年のデータが示されている方が望ましいと考えます。
- ・ 一つ一つの事業を市民目線で評価することは、事業の数が多く、判断する材料が少なかったため、大変難しいものであった。
- ・ 多岐にわたる施策・テーマを精力的に実行されていると感じています。
- ・ まだ、発展途上のももあると思いますが、一歩ずつ前進していただければと思います。
- ・ 地域福祉計画の進捗状況が、もっと明確になるような評価シートの作成が必要
- ・ 利用者に寄り添ったサービスを提供できる体制を、早急に仕組みとして作る必要がある
- ・ 地域の住民が主人公として自ら積極的に関わる仕組みを行政としてもバックアップして欲しい。また、住民も行政任せでなく、自分の地域を良くするのは住民であるという意識を持ってもらえるよう、地域住民のひとりとして取組んでいきたい。